

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から同年8月1日まで

申立人は、昭和29年から平成4年までC社及びその関連会社であるA社に継続して勤務した。

しかし、申立人が途中退職した覚えが無いのに、申立期間の1か月のみ厚生年金保険被保険者とされていないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給料支給明細書、C社から提出された辞令簿及び雇用保険の記録により、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管していた給料支給明細書において確認できる報酬月額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年7月26日及び同年12月25日に係る標準賞与額の記録については、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成15年12月25日及び19年12月25日に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人の平成19年7月26日に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成19年7月26日
③ 平成19年12月25日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社から支給された賞与のうち、平成15年12月、19年7月及び同年12月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びA社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(7万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③については、申立人及びA社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、同社から、10万円の賞与が支払われていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、申立人及びA社から提出された賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと回答しているが、A社から提出された賞与明細書により賞与の支給が確認できる他の被保険者についても、オンライン記録において、当該賞与の記録が無いことから、事業主は申立期間①及び③に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び③に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間①及び③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出したか否かは不明であるが、保険料は納付したと回答しており、賞与支払届の提出及び保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、A市町村からB市町村に転居した後、しばらくしてから申立期間①及び②を含む国民年金保険料を遡ってB市町村役場で納付した。また、その時、支払った金額は4万円ぐらいであったことも記憶している。

以上のことから、申立期間①及び②について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A市町村からB市町村に転居した後、しばらくしてからB市町村役場から国民年金保険料の未納通知が来ていたが、すぐには保険料を納付することができなかった。その後、納付しようとした時には、遡って保険料を納付することができず、残念な思いをしたことがある。」と供述しており、戸籍の附票によると、申立人は、昭和43年5月12日にA市町村からB市町村に住所を移していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、同日から60歳に到達するまでの国民年金被保険者期間において、申立期間①及び②以外に国民年金保険料の未納期間は見当たらないことから、申立人が納付できなかったとする保険料は、申立期間①又は②の保険料であったものと考えられる。

また、申立人は、「その後、1年ほどしてから、遡って国民年金保険料を納付した。支払った金額は4万円ぐらいだった。」と供述しているところ、B市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和44年度及び47年度から50年度までの申請免除期間について、昭和51年7月1日から同年12月10

日までの期間に国民年金保険料を追納していることが確認できる上、当該追納に係る保険料額は4万1,550円であることから、申立人が遡って保険料を納付したとする記憶はこの時のものである可能性がうかがえる。

さらに、上記の追納が行われた時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 44 年 7 月から平成元年 3 月までの期間、A 社及び B 社に勤務したが、この期間の厚生年金保険の標準報酬月額が賃金計算書の支給額と相違しているので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された申立期間のうち、昭和 44 年、49 年、51 年、54 年、61 年、平成元年を除く年の 21 か月分の賃金計算書によると、オンライン記録の標準報酬月額を上回る金額の給与が支給されていることが確認できるものの、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額となっている。

また、A 社及び B 社の代表取締役は、「申立期間当時の資料が無く、標準報酬月額の取扱いについては不明である。」旨回答している。

さらに、申立期間において、A 社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した 22 人に照会し、回答が得られた 19 人は、申立期間に係る賃金計算書を保管しておらず、同社における給与額及び厚生年金保険料控除に関する供述は得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。